

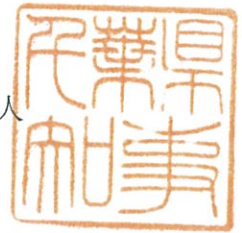
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県八潮市西袋416番地

氏 名 八潮ネクサス 株式会社
代表取締役 宮地 宙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和6年3月6日

許可の有効年月日 令和11年3月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
オ 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年3月6日

新規許可

令和6年12月13日

変更許可（7品目の追加, 有害物質の追加）・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—			—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—		—	—	—
鉛又はその化合物	—	—	—		—	—	—
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—		—	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—		—	—	—
シアン化合物					—	—	—
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジソン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—		—	—	—
ダイオキシン類		—	—		—	—	—
1,4-ジオキサン		—		○	○	○	○